平成２１年（フ）第３２６号
北海道旭川市末広東３条３丁目４番２号　アトラクトハウス203号
債務者　佐藤　大輔
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月９日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３２９号
北海道富良野市春日町11番21号　グリーンハイツＣ102号室
債務者　横田　昭子
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月９日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３３２号
北海道旭川市春光７条９丁目２番16号
債務者　岡口　寿和
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月９日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３４１号
北海道旭川市永山４条18丁目１番６号
債務者　鈴木　夕美
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月９日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３５３号
静岡県掛川市大坂5351番地、前住所静岡県掛川市国安2504番地
債務者　武田　哲郎
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月４日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第３５４号
静岡県掛川市大坂5351番地、前住所静岡県掛川市国安2504番地
債務者　武田　敬子
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月４日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第１０７号
香川県丸亀市土器町東７丁目593番地
債務者　片山　鈴子
1　決定年月日時　平成21年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月24日午前11時10分
高松地方裁判所丸亀支部

平成２１年（フ）第１１５号
香川県綾歌郡宇多津町浜三番丁25番地２ＴＡＤコンフォート瀬戸大橋406
債務者　片山　道夫
1　決定年月日時　平成21年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月24日午前11時50分
高松地方裁判所丸亀支部

平成２１年（フ）第１６２号
長崎県佐世保市花高４丁目28番８号　ラ．メゾン山口Ⅲ101
債務者　神應寺弘明
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月11日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第１６３号
長崎県佐世保市花高４丁目28番８号　ラ．メゾン山口Ⅲ101
債務者　神應寺君子
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月11日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第１８２号
北海道釧路郡釧路町桂２丁目10番地５
債務者　沖山　麻子
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月９日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第１９８号
釧路市鳥取北５丁目３番８号　ＫＴハウス201号
債務者　水野　志織
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月９日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第２０３号
釧路市旭町24番1015号　コーディアルタウン旭橋1015号室
債務者　川谷　　恵（旧姓木村）
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月９日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第２９号
石川県鳳珠郡能登町字崎山４丁目137番地１
債務者　柏木　　徹
1　決定年月日時　平成21年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月７日午後１時50分
金沢地方裁判所輪島支部

平成２１年（フ）第３０号
石川県輪島市鳳至町鳳至丁62番地
債務者　小椋　タマ
1　決定年月日時　平成21年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月７日午後１時40分
金沢地方裁判所輪島支部